

法務省民二第279号
平成27年5月8日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

(東京, 静岡, 新潟, 松江及び福岡以外は, 参考送付)

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について(依命通知)

標記については, 平成26年12月25日付け法務省民二第852号法務省民事局長通達(以下「本通達」という。)において, 本通達の別紙の3及び8については本年2月23日以降の登記所ごとに別に定める日から実施することとされたところですが, 当該登記所ごとに別に定める日(本年6月分)については, 下記のとおりとされましたので, 通知します。

また, 当該登記所ごとに別に定める日(本年5月分)については, 本年4月21日付け法務省民二第262号をもって通知したところですが, 今般, 新潟地方法務局佐渡支局について, 本年6月1日に変更されましたので, 併せて通知します。

記

- 平成27年6月1日(月)

東京法務局	港出張所
同	渋谷出張所
同	立川出張所
新潟地方法務局	三条支局
同	柏崎支局
同	南魚沼支局

松江地方法務局 出雲支局
同 益田支局
福岡法務局 北九州支局
同 行橋支局
同 福岡出張所
同 八幡出張所

2 平成27年6月15日(月)

東京法務局

同 八王子支局

静岡地方法務局 藤枝支局

新潟地方法務局 長岡支局

同 上越支局

同 新津支局

松江地方法務局

同 浜田支局

同 西郷支局

福岡法務局 飯塚支局

同 直方支局

同 田川支局

同 西新出張所

同 筑紫支局